

## 第5章 計画の推進

### 第1節 計画の推進体制

### 第2節 計画の進行管理

#### 第5章

本計画の推進体制及び進行管理について定めます。



## 第1節 計画の推進体制

### 1 制度の周知

#### (1) 出前講座

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本計画や介護保険制度等の理解を促すため、「まるごと生涯学習出前講座」や、介護予防教室（元気もりもり講座）等の機会を積極的に捉え、周知に努めます。</li> </ul>
第7期の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「まるごと生涯学習出前講座」や、介護予防教室（元気もりもり講座）等の機会に、本計画や介護保険制度について周知に努めました。</li> <li>●出前講座の申し込みが、65歳以上の方が多く、高齢者以外の市民への周知が今後の課題です。</li> </ul>
第8期の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●引き続き事業を継続します。</li> <li>●引き続き「まるごと生涯学習出前講座」や、介護予防教室（元気もりもり講座）等の機会に、本計画や介護保険制度について周知に努めます。</li> <li>●高齢者以外の市民向けの内容を研究し、講座メニューに取り入れ、介護保険制度の周知に努めます。</li> </ul>

#### (2) パンフレット・リーフレット

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険制度等のパンフレットやリーフレットを作成し、65歳到達者等の保険証へ同封送付、出前講座等での配布、市庁舎や公民館等への配置によって、広く市民に周知します。また、保険料については、納入通知書等にリーフレットを同封し、納付を促します。</li> </ul>
第7期の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険制度等のパンフレットやリーフレットを作成し、65歳到達者等の保険証へ同封送付、出前講座等での配布、市庁舎や公民館等への配置及び市内介護事業所へ配布し、広く市民に周知しました。また、保険料については、納入通知書等にリーフレットを同封し、納付を促しました。</li> <li>●外国語対応のパンフレットの作成を検討するなどの課題がありました。</li> </ul>
第8期の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●引き続き事業を継続します。</li> <li>●今後も、介護保険制度等のパンフレットやリーフレットを作成し、広く市民へ周知していきます。</li> <li>●外国語対応のパンフレットの作成を検討します。</li> </ul>

### (3) ホームページ・広報紙

介護保険制度等について、ホームページや広報「なすしおばら」を活用して、広く市民に周知していますが、更に分かりやすい制度の周知に努めます。

## 2 情報提供

高齢者本人や家族が、必要な介護保険サービス等を自らの選択に基づき、適切に利用できるような情報提供の充実に努めます。

### (1) 介護保険事業所ガイドブック

<b>概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内の介護保険施設・事業所を網羅した「介護保険事業所ガイドブック」の市庁舎窓口への配置やホームページへの掲載等により、市民の利便に供していますが、更に内容の充実に努めます。</li> </ul>
<b>第7期の評価</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内の介護保険施設・事業所を網羅した「介護保険事業所ガイドブック」の市庁舎窓口への配置やホームページへの掲載等により、市民の利便に供するよう、更に内容の充実に努めました。</li> <li>●市内の事業所数が多く、「介護保険事業所ガイドブック」の内容が情報が過大になっている懸念があります。より分かりやすい内容に精査することが、課題です。</li> </ul>
<b>第8期の取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●引き続き事業を継続します。</li> <li>●引き続き、市内の介護保険施設・事業所を網羅した「介護保険事業所ガイドブック」の市庁舎窓口への配置やホームページへの掲載等を行い、市民の利便に供するよう、更に内容の充実に努めます。</li> </ul>

### (2) 介護サービス情報公表制度・第三者評価及び外部評価結果

事業者が報告した事業所情報を県指定の調査機関が確認し、公表される「介護サービス情報公表制度」や、事業者が自己評価したサービス等を県選定の評価機関が専門的に判断・評価・改善助言する「第三者評価」及び「外部評価」結果は、県や国の指定機関のホームページ上で公表していますが、市民の利用を図るため、パンフレットや市のホームページ等を活用して周知に努めます。

## 3 苦情・相談体制

高齢者の尊厳が守られ、必要なサービスが適切に利用できるよう、サービスに関する苦情相談は、提供事業所及びケアマネジャー、地域包括支援センター、介護サービス相談員、並びに市や県が受け付け、関係機関と連携して、苦情・相談の解決を図ります。また、これらの機関等を含めた苦情・相談体制の周知に努めます。

しかし、保険者（市）での取り扱いが困難である場合や保険者（市）が行った行政処分などの場合は、次の機関により解決を図ります。

### （１）栃木県国民健康保険団体連合会

介護サービスに関する苦情・相談のうち、保険者（市町）での取扱いが困難である場合や自治体の区域を超える等の場合、苦情申立を受けてサービスの質の向上を目的とした調査・指導・助言を行います。

### （２）栃木県介護保険審査会

保険者が行った行政処分に不服がある場合は、審査請求を行うことができます。審査対象となるのは、次のような処分です。

- 保険給付に関する処分（要支援・要介護認定に関する処分、被保険者証の交付の請求に関する処分、給付制限に関する処分等）
- 保険料その他の徴収金に関する処分（保険料の賦課徴収に関する処分、不正利得に関する徴収金等に係る賦課徴収、保険料等の徴収金に係る滞納処分等）

### （３）栃木県運営適正化委員会

栃木県社会福祉協議会に設置され、福祉サービス利用者の利益を保護することを目的に、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決できるよう相談・助言を行います。

## 4. 地域・関係機関団体・関係部局との連携

第8期計画を円滑に推進するためには、介護保険制度をはじめとした各種保健福祉サービスの提供や関連施策の充実のみならず、地域住民の主体的な活動が不可欠です。市や市民が互いの特性や能力を發揮し合いながら、連携・協力する「市民協働」の考え方のもと、自治会・ボランティア団体・NPO法人・医療機関・民生委員児童委員・社会福祉協議会・県・市等関係機関団体の連携強化を図ります。

また、第8期計画は、高齢者の生きがいつくり、介護予防、介護保険サービス等の保健福祉施策にとどまらず、様々な分野・事業が関係します。そのため、庁内及び県の関係部局との連携強化を図りながら、総合的に高齢者施策・支援を推進します。

## 第2節 計画の進行管理

第8期の円滑かつ適切な進行状況を「那須塩原市介護保険運営協議会」の評価等によって管理します。